

吉見町地域防災計画

【概要版】



令和4年3月

吉見町防災会議

目 次

1	改定の背景	1
2	計画の目的	1
3	改定の概要	2
	(1) 埼玉県地域防災計画の修正を反映した見直し	2
	(2) 災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正を反映した見直し	4
	■ 《ポイント》 避難に関する情報について	6
	(3) 吉見町を取り巻く近年の状況を踏まえた見直し	7

吉見町地域防災計画 改定概要

1 改定の背景

吉見町では、国の「防災基本計画」（平成 26 年 11 月）、及び「埼玉県地域防災計画」（平成 26 年 12 月）の修正に対応するため、平成 28 年 3 月に「吉見町地域防災計画」（以降、「計画」とする。）を見直しました。

その後、令和元年東日本台風をはじめとする近年の災害対応の課題や教訓を踏まえ、埼玉県では、「埼玉県地域防災計画」（令和 3 年 3 月）の修正が行われ、国では、「災害対策基本法」（令和 3 年 5 月）の改正及び「防災基本計画」（令和 3 年 5 月）の修正が行われました。また、町では、一昨年度の令和元年東日本台風によって河川の増水に伴う避難情報の発令や避難所の開設・運営等、様々な対応が求められました。

上位計画との整合を図るとともに、過去の災害から得られた教訓、知見、課題等や町を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、町のさらなる防災危機管理体制の整備・充実を図るため計画の見直しを行いました。

2 計画の目的

吉見町地域防災計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、吉見町防災会議が作成する計画であり、吉見町にかかる防災に関し、町及び関係機関が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策を行うことで、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としたものであり、次のような構成で策定しています。

■ 計画の構成

第 1 編	総則	計画の目的、防災関係機関などの役割、町民の皆さんが行うべき役割、防災に関する町の環境特性、本計画を策定する前提とした被害想定や計画の基本方針などを定めています。
第 2 編	災害 予防計画	被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するため、平素から実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画を定めています。
第 3 編	災害応急 対策計画	地震災害、風水害（土砂災害を含む）及び事故災害に対する応急対策活動について定めています。
第 4 編	災害復旧 復興計画	災害復旧事業、被災者の生活再建等の支援及び被災中小企業、農業事業者の再建等の支援からなる災害復旧計画と災害復興計画について定めています。
資料 偏	1～4 編に関する各種資料や様式などをまとめています。	

3 改定の概要

今回の主な改正のポイントは、次のとおりです。

- (1) 埼玉県地域防災計画の修正（令和3年3月）を反映した見直し
- (2) 災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正（令和3年5月）を反映した見直し
- (3) 吉見町を取り巻く近年の状況を踏まえた見直し

(1) 埼玉県地域防災計画の修正を反映した見直し

埼玉県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定及び防災基本計画に基づき、埼玉県の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議が定めるものです。

埼玉県地域防災計画は、令和3年3月に令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害対応からの教訓や災害対応を取り巻く動向を踏まえ、計画が修正されました。町計画においては、次に示す項目を中心に見直しを行いました。

■ 埼玉県地域防災計画の修正による主な見直し

項目	内容
住民自らの避難行動の理解促進	・避難に関する情報への理解促進 ⇒第1編 第2章 第5節 第3 吉見町における防災の方針 等
	・マイ・タイムラインの作成・普及 ⇒第2編 第2章 第4節 8 適切な避難行動に関する普及啓発
広域応援・受援体制の整備	・国や他都道府県からの人的・物的応援の受入体制を整備 ⇒第2編 第1章 第1節 第1 初動体制の整備 等
災害廃棄物の適正処理体制の確保	・災害廃棄物の仮置場候補地の選定や資機材・人員の確保など管理運営体制を整備 ⇒第2編 第1章 第3節 第5 廃棄物の収集・処理体制の整備
避難所外避難者への支援	・車中泊等避難者の情報を把握し、物資の提供など生活環境を確保 ⇒第3編 第1章 第2節 第11 避難活動

項 目	内 容
避難所における新型コロナウイルス感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトの検討 (区画の間隔や発熱者等専用スペース等の確保) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">⇒第3編 第1章 第2節 第11 避難活動 等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に必要な物資・資材の備蓄 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⇒第3編 第1章 第2節 第11 避難活動 等</div>
物資支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国の物資調達・輸送調整等支援システムにより備蓄状況を確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⇒第3編 第1章 第2節 第14 生活必需品等の供給・貸与 等</div>
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・女性や要配慮者のニーズが高い物資等の拡充 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⇒第3編 第1章 第2節 第14 生活必需品等の供給・貸与 等</div>
被災者支援制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県・市町村半壊特別給付金制度の新設による反映 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">⇒第4編 第1章 第2節 被災者の生活再建等の支援</div> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理の対象拡大の反映 (災害救助法[準半壊]) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⇒第3編 第1章 第3節 第6 住宅の確保</div>
新技術を活用した災害情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンによる被害状況調査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⇒第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備</div>

(2) 災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正を反映した見直し

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画です。

防災基本計画は、災害対策基本法の改正等の令和 3 年 5 月に伴い、同月に修正されました。

町計画においては、次に示す項目を中心に見直しを行いました。

■ 防災基本計画の修正による主な見直し

項目	内容
個別避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、町の個別避難計画の作成が努力義務化 ⇒第2編 第3章 第3節 第1 在宅の要配慮者に対する安全対策
避難勧告・避難指示の一本化等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し ⇒第3編 第2章 第2節 第6 避難活動 等
広域避難に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議の推進 ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結 ・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施 ⇒第3編 第1章 第2節 第11 避難活動 等
新型コロナウイルス感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営訓練の実施（感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施） ⇒第2編 第3章 第2節 第2節 防災訓練 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体への応援職員等の感染症対策（応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保） ⇒第3編 第1章 第1節 第5 広域応援要請 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務のデジタル化の推進 ⇒第1編 第1節 第1 計画の概要 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 ⇒第2編 第1章 第2節 第5 避難活動体制の整備 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応 ⇒第2編 第2章 第6節 雪害の予防

項 目	内 容
	<p>・ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援 ⇒第3編 第1章 第1節 第7 ボランティアとの連携</p>
	<p>・防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進 ⇒第2編 第3章 第5節 災害ボランティア活動のための環境整備</p>
	<p>・正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 ⇒第2編 第3章 第1節 防災教育</p>
	<p>・それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建 ⇒第4編 第1章 第2節 被災者の生活再建等の支援</p>
	<p>・女性の視点を踏まえた防災対策の推進 ⇒第1編 第1節 第1 計画の概要 等</p>

■ 《ポイント》 避難に関する情報について

災害対策基本法の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の施行に伴い、避難情報及び警戒レベルの運用が見直されました。避難勧告の廃止によるレベル4「避難指示」への一本化とともに、災害の恐れがあるレベル3は、高齢者や障害者ら時間を要する人が避難する「高齢者等避難」へ、緊急の安全確保を求めるレベル5は、既に災害が発生しているか危険が切迫している状況を示し、レベル4までに全員が危険な場所から避難するよう促します。

これらの見直しは、避難情報を分かりやすくし、逃げ遅れによる被災を防ぐことが目的です。また、町民による避難の考え方への事前の理解が重要となります。

■ 新たな警戒レベルと避難情報

【 従 来 】

警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告
警戒レベル3	避難準備・ 高齢者等避難開始
警戒レベル2	大雨・洪水・ 高潮注意報（気象庁）
警戒レベル1	早期注意情報 （気象庁）

【 現 在 】

警戒レベル5	緊急安全確保 ～警戒レベル4までに必ず避難！～
警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意 報（気象庁）
警戒レベル1	早期注意情報 （気象庁）

■ 避難の考え方

- ・「吉見町防災ハザードマップ」を確認し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断することが必要です。
- ・安全な場所にいる場合は避難場所に行く必要がありません。
- ・安全な親戚・知人宅等も避難先として検討してください。
- ・警戒レベル4は「危険な場所から全員避難」すべき状況です。
- ・洪水浸水想定区域内の住民が、西部丘陵地への避難又は周辺市町村への避難が時間的に間に合わない場合、無理な避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階以上などへ緊急に避難（垂直避難）しましょう。

吉見町防災ハザードマップ

- ・洪水浸水想定区域（荒川、市野川及び和田吉野川）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ・揺れやすさマップ
- ・災害に備えた情報収集 等

ハザードマップは ▶
町ホームページから



(3) 吉見町を取り巻く近年の状況を踏まえた見直し

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しています。町では、令和元年東日本台風において、河川の増水に伴う避難情報の発令や避難所の開設・運営等、様々な対応が必要となりました。

また、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の流行により「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が求められています。

このような過去の災害から得られた教訓、知見、課題等や町を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、町の防災危機管理体制を整備・充実させることが必要です。

町では、計画を改定するにあたり、防災に関する町民アンケートを令和3年11月下旬から12月中旬にかけて実施しました。

これらを踏まえ、町計画においては、次に示す項目を中心に見直しを行いました。

■ 近年の状況を踏まえた主な見直し

項目	内容
組織機構改革による 防災危機管理体制の 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月より総務課内に危機管理室を設置。 (防災に特化した部署を創設) ・全体的な事務分掌等の見直しを反映。 ⇒第3編 第1章 第1節 第2 職員の動員計画 等
安全な場所への 分散避難の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・町の避難所等の収容人数には限りがあり、その多くは浸水想定区域内にあることから、特に水害時において、一部の避難所への避難者の集中が予想される。 ・避難先として親戚や知人宅、ホテル等の宿泊施設、安全な場所での車中泊等による避難を町民に周知し、事前検討を行ってもらい、「分散避難」を促す。 ⇒第2編 第1章 第2節 第5 避難活動体制の整備
指定避難所における 感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には避難所等に人が密集し、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される。受付時の密集を避けるため、事前に「避難者カード」を配布し、密にならない対策等を講じる。 ⇒第3編 第1章 第2節 第11 避難活動
災害時、役場機能を 維持し、業務継続のた めの設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、災害対策本部を設置する庁舎に非常用電源設備を整備し、72時間分(3日間)の電源を確保した。 ⇒第2編 第1章 第1節 第1 初動体制の整備

項 目	内 容
ペット同行避難 マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートで寄せられたペット同行避難に関する不安や要望への対応として、マニュアルを作成し、事前に周知することで、避難所運営の円滑化と避難者の不安解消を図る。 <p>⇒第3編 第1章 第3節 第3 避難所の運営</p>
要配慮者（避難行動要 支援者等）への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援者等をあらかじめ把握することで、災害時に備える。 ・共助体制を事前に構築する。 <p>⇒第2編 第3章 第3節 第1 在宅の要配慮者に対する安全 対策</p>
福祉避難所の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風の際、要配慮者が避難できる場所の確保が求められたことを踏まえ、新たな福祉避難所を指定し、要配慮者が安心して避難できる体制を構築する。 <p>⇒第2編 第1章 第2節 第5 避難活動体制の整備</p>
防災ハザードマップ の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に全戸配布した「吉見町防災ハザードマップ」を町民へ周知するため、町職員が、直接行政区へ出向く形での説明会を開催し、多くの町民へ防災ハザードマップを理解促進により、防災意識の向上を図る。 ・町ホームページで説明動画を公開し、防災意識の向上を図る。 <p>⇒第2編 第1章 第4節 第1 防災アセスメント等に関する 調査研究</p>
自主防災組織の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各自主防災組織による訓練等を支援することにより、町における防災に対する共助をより強力にするとともに、災害時に備える体制を構築する。 <p>⇒第2編 第3章 第2節 防災訓練</p>
住民参加型訓練の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町が開催する防災訓練については、より実践的かつ自助・共助・公助の連携を促進する住民参加型訓練を中心に実施する。 <p>⇒第2編 第3章 第2節 防災訓練</p>
災害協定の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震や風水害等の災害時には、町職員だけではマンパワーの不足や施設・設備の故障等により災害

項 目	内 容
	<p>対応に支障をきたすおそれがあり、また、大規模災害時には、被災者へ飲料水、食料及び日用品等を積極的かつ優先的に届ける体制を確立する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町では、官民連携による災害時の応援に関する協定の締結を進める。 <p>⇒第2編 第1章 第1節 第2 防災協定の充実</p>
<p>新たな防災拠点（防災公園）の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に住民及び車両の一時避難場所を確保でき、ヘリポート及び救援用広場（避難生活用テントスペース及び応急仮設住宅建設用地）を有し、長期にわたる災害に備えることができる防災備蓄倉庫等（災害応急対策施設）を有する新たな防災拠点（防災公園）の整備を検討する。 <p>⇒第2編 第2章 第1節 災害に強いまちづくり</p>
<p>想定浸水深がわかる標識等の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方が目にしやすい公共施設等に想定浸水深がわかる標識等を設置し、日ごろから町民の災害に対する意識の向上を図る。 <p>⇒第2編 第2章 第4節 浸水災害の予防</p>

吉見町地域防災計画（概要版）

令和4年3月発行

吉見町防災会議

問合せ：吉見町 総務課 危機管理室

〒355-0192 吉見町大字下細谷 411

TEL 0493-54-1511（代）